| 積算基準 | 土木 |
|-----------|----|
| 現場中間検査 | 不要 |
| 工場等派遣中間検査 | 不要 |
| 樹木保険加入 | 不要 |

工 事 設 計 書

| 事設 | 業計 | 年年 | 度月 | 令和 7年度 令和 年 月 | | | |
|----|-----|-----|------|------------------|---------|-----------|-------|
| 予 | 算 | 科 | 目 | 款 | 項 | 目 | 節 |
| エ | 事 | 場 | 所 | 京都市伏見区淀池上町106番 | 地 | | |
| 路線 | 名又的 | は河川 | 名等 | | | | |
| 工 | 事 | - | 名 | 京都市立明親小学校ブロック | ク塀改修工事 | | |
| 工 | | | 期 | 契約日の翌日から令和8年 | 3月27日まで | | |
| 事 | 業 | 課(所 | ·) 名 | 教育環境整備室 | | 単価使用年月 令和 | 1 年 月 |
| 工 | 事 | 番 | 号 | | | 歩掛適用年月 令和 | 1 年 月 |
| 変 | 更 | 口 | 数 | | | 基準適用年月 令和 | 1 年 月 |
| 主 | 工 | • | 種 | | | 単 価 地 区 | |
| 前 | 払 会 | 金支 | 出 | | | 調整区分 | |

京都市 教育委員会



工事概要

| ブロック塀改修 | プロック塀改修 | | | | | | | | |
|----------|---------|-----|---------|---|-----|--|--|--|--|
| ブロック塀撤去 | m2 | 303 | 目隠しフェンス | m | 121 | | | | |
| メッシュフェンス | m | 37 | フェンス基礎 | 式 | 1 | | | | |
| | | | | | | | | | |

施 工 理 由 本工事は、ブロック塀を有する学校・幼稚園において、安全対策工事を行うものである

| | | | | 設計 | 冶 額 | 請負額 | | | |
|----------------|--------|--------------|----|----|------------|-----|-----|--|--|
| | | | | 金額 | 増減額 | 金額 | 増減額 | | |
| - | 事 | 費 | 前回 | 円 | В | 円 | 円 | | |
| | 7 | 貝 | 今回 | | 円 | 1 1 | | | |
| 内 | 工事価格 | 年 枚 | 前回 | 円 | | 円 | Д | | |
| | † 1 | | | 円 | 1 1 | 円 | 1 1 | | |
| 訳 | 消費税相 | 业 <i>室</i> 百 | 前回 | 円 | Е | 円 | 円 | | |
| 口人 | 付負 你们 | | 今回 | 円 | L | 円 | П | | |
| 支 | 給 品 | | Е | 円 | Д | | | | |
| | 支給品費 | | 今回 | 円 | | 円 | | | |

京都市 教育委員会

積算参考資料 (間接費補正一覧)

| 単 | | 使 | 用 | 年 | 月 | 2025年7月 | | | |
|-----|------------|-------|-----|----------|-----|---------------------|-------|--|--|
| 步 | 掛 | 適 | 用 | 年 | 月 | 2025年7月 | | | |
| 基 | 準 | 適 | 用 | 年 | 月 | 2025年7月 | | | |
| 単 | | 価 | 地 | <u> </u> | 区 | 2601: I 地区 | | | |
| 調 | | 整 | 区 | | 分 | 単独工事 | | | |
| 共通仮 | 共通仮設費(率計上) | | | | | | | | |
| 主 | た | Z |) | 工 | 種 | 09:公園工事 | | | |
| 施 | 工 | 地域 | 战 等 | 補 | 正 | 市街地 (DID補正) (1) -3 | 1.2 | | |
| I | С | T 施 | i I | 補 | 正 | 補正なし | 1.0 | | |
| 週 | 休 | 2 | 目 | 補 | 正 | 4週8休以上(通期) | 1.02 | | |
| 現場管 | 理費 | | | | | | | | |
| 施 | 工 | 地域 | 英 等 | 補 | 正 | 市街地 (DID補正) (1) - 3 | 1.1 | | |
| I | С | T 施 | I I | 補 | 正 | 補正なし | 1.0 | | |
| 週 | 休 | 2 | 日 | 補 | 正 | 4週8休以上(通期) | 1.03 | | |
| 一般管 | 理費 | | | | | | | | |
| 前扣 | 仏金支 | 出割 | 合によ | こる補 | i 正 | 補正を行わない | 1.00 | | |
| 財 | 団法 | 人等 | によ | る補 | 正 | 補正を行わない | 1.00 | | |
| 契 | 約 保 | 証に | 係る | 補正 | 率 | 金銭的保証 | 0.04% | | |

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

| 工種 | 種別 | 細別 | 規格・条件 | 見積等項目名 | 単位 | 単価(円) | 施工費(諸雑費 込)等の区分 | 備考 |
|---------|---------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------|--------|----|---------|-------------------|----|
| 公園土工 | 残土処理工 | 残土等処分 | | | m3 | 2,700 | 処分費 | |
| 構造物撤去工 | 防護柵撤去工 | 鋼製フェンス撤去 (ネットフェンス撤去) | H=0.7m | | m | 2,701 | 施工費 | |
| | 構造物取壊しエ | プロック塀撤去 (笠木、控え壁含 む) | 人力施工、積込共 | | m2 | 10, 000 | 施工費 | |
| | | チッヒ [°] ンク [*] | 厚2cm以下、積込共 | | m2 | 8,058 | 施工費 | |
| | | 舗装版破砕 (土間コンクリート撤去) | 人力施工、積込共 舗装厚:10cm以下 | | m2 | 3, 785 | 施工費 | |
| | | コンクリート殻人力運搬 対象箇所:プロック塀撤去 (7)~(11) | 運搬〜取卸し 運搬距離:60m以下 | | m3 | 7,525 | 施工費 | |
| 管理施設整備工 | 柵工 | | フェンスの種類:目隠しフェンス,フェンスの規格:張高1600mm | | m | 30,830 | 材工共 | |
| | | | 18-8-25BB(小型構造物人力打設、 現場内小運搬有り) 円筒紙型枠、差し筋共 | | 箇所 | 14,840 | 材工共 | |

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

| 工種 | 種別 | 細別 | 規格・条件 | 見積等項目名 | 単位 | 単価(円) | 施工費(諸雑費 込)等の区分 | 備考 |
|----|----|---------------------|------------------------------------------------------|--------|----|--------|-------------------|----|
| | | フェンス基礎(2) (独立基礎) | 18-8-25BB(小型構造物人力打設、 現場内小運搬有り) 円筒紙型枠、差し筋共 | | 箇所 | 23,170 | 材工共 | |
| | | フェンス基礎(4) (独立基礎) | 18-8-25BB(小型構造物人力打設、 現場内小運搬有り) 円筒紙型枠、差し筋共 | | 箇所 | 17,950 | 材工共 | |
| | | フェンス基礎(8) (独立基礎) | 18-8-25BB(小型構造物人力打設、 現場内小運搬:45m超60m以下) 削孔、差し筋共 | | 箇所 | 17,900 | 材工共 | |
| | | フェンス基礎(9) (独立基礎) | 18-8-25BB(小型構造物人力打設、 現場内小運搬:45m超60m以下) 削孔、差し筋共 | | 箇所 | 19,010 | 材工共 | |
| | | 下部隙間塞ぎプレート | アンカーホ゛ルト含む | | 箇所 | 37,800 | 材工共 | |

| 工事名 京都市立明親小学校ブロック塀 | 改修工事 | | | | 事業区分 工事区分 | 公園緑地整備·改修 基盤整備 | |
|---------------------------|---------------------------------------|----|-----|----|--------------|-------------------|----|
| 工事区分・工種・種別・細別 | 規格 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 数量・金額増減 | 摘要 |
| 基盤整備 | | | | | | | |
| | | 式 | 1 | | | | |
| 公園土工 | | | | | | | |
| | | 式 | 1 | | | | |
| 残土処理工 | | | | | | | |
| | | 式 | 1 | | | | |
| 土砂等運搬 | 土質: 土砂(岩塊・玉石混り土含む) | | | | | | |
| | | m3 | 7 | | | | |
| 残土等処分 | | | | | | | |
| | | m3 | 7 | | | | |
| 構造物撤去工 | | | | | | | |
| | | 式 | 1 | | | | |
| 防護柵撤去工 | | | | | | | |
| | | 式 | 1 | | | | |
| 鋼製フェンス撤去 (ネットフェンス撤去) | H=0.7m | | | | | | |
| (キットノエンハ加・云) | | m | 17 | | | | |
| 構造物取壊し工 | | | | | | | |
| | | 式 | 1 | | | | |
| コンクリート構造物取壊し (Co控え壁 他) | 構造物区分:無筋構造物,工法区分:人力施工 | | | | | | |
| | | m3 | 1 | | | | |
| ブロック塀撤去 (笠木、控え壁含む) | 人力施工、積込共 | | | | | | |
| | | m2 | 303 | | | | |
| チッヒ [®] ング゛ | 厚2cm以下、積込共 | | | | | | |
| | | m2 | 14 | | | | |
| 舗装版切断 (コンクリート切断) | 舗装版種別:コンクリート舗装版,コンクリート舗装版厚:15cm 以下 | | | | | | |
| (~277) 1°9J19J1/ | | m | 43 | | | | |

- 1 -

| 正事名 京都市立明親小学校ブロック塀d | 女修工事 | | | | 事業区分 工事区分 | 公園緑地整備·改修 基盤整備 | |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------|-----------------|---------|----|--------------|-------------------|----|
| 工事区分・工種・種別・細別 | 規格 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 数量・金額増減 | 摘要 |
| 舗装版切断 (アスファルト舗装切断) | 舗装版種別:7スファルト舗装版, アスファルト舗装版厚:15cm 以下 | | | | | | |
| | | m | 36 | | | | |
| 舗装版破砕 (土間コンクリート撤去) | 人力施工、積込共 舗装厚:10cm以下 | | | | | | |
| | Abstance: a | m2 | 18 | | | | |
| 舗装版破砕積込(小規模土工) (アスファルト舗装撤去) | 舗装版厚:5cm | | | | | | |
| Ver len Lu ven | | m2 | 15 | | | | |
| 運搬処理工 | | -1 - | 1 | | | | |
| コンクリート殻人力運搬 | 運搬~取卸し | 式 | 1 | | | | |
| コククリート成人刀連版 対象箇所:ブロック塀撤去(7)~(11) | 運搬距離:60m以下 | m3 | 9 | | | | |
| 殼運搬(人力積込) | 裁種別:コンカリート裁(無餘) | m3 | 9 | | | | |
| 放連版 (人刀惧处) | 殻種別:コンクリート殻(無筋) 運搬車両:ダンプトラック 2t積級 片道距離:0km超え5km未満 | m3 | 25 | | | | |
| | 殻種別:アスファルト殻 | Olli | 20 | | | | |
| 15, ZE 115 | | | | | | | |
| den to the | #8.454111 | m3 | 1 | | | | |
| 殼処分 | 殻種別:コンクリート殻(無筋) | | | | | | |
| | | m3 | 25 | | | | |
| | 設種別:アスファルト殻 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | mad blother) by a | m3 | 1 | | | | |
| 現場発生品運搬 | 発生材種類: ネットフェンス | | | | | | |
| | | t | 0. 1 | | | | |
| 現場発生品運搬 | 発生材種類:アルミ製扉 | , | · · · · | | | | |
| | | | | | | | |
| | | t | 0.05 | | | | |
| スクラップ゜ | ^t*-H3 | | | | | | |
| | | t | -0.1 | | | | |
| スクラップ゜ | アルミ込みがう | | | | | | |
| | | , | | | | | |
| | | kg | -50 | | | | |

- 2 -

| 工事名 京都市立明親小学校ブロック塀改 | 修工事 | | | | 事業区分 工事区分 | 公園緑地整備·改修 施設整備 | |
|-----------------------|----------------------------------------------------|------|----|----|--------------|-------------------|----|
| 工事区分・工種・種別・細別 | 規格 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 数量・金額増減 | 摘要 |
| 施設整備 | | | | | | | |
| | | 式 | 1 | | | | |
| 園路広場整備工 | | - | | | | | |
| | | 式 | 1 | | | | |
| コンクリート系舗装工 | | | | | | | |
| | | 式 | 1 | | | | |
| 公園コンクリート舗装 | 基礎砕石(RC-40) 18-8-25BB(小型構造物人力打設、現場内小運搬 | | 1 | | | | |
| (土間コンクリート) | 有り) | m2 | 28 | | | | |
| 管理施設整備工 | | 1112 | 20 | | | | |
| | | 式 | 1 | | | | |
| 作業土工 | | 10 | 1 | | | | |
| | | 式 | 1 | | | | |
| 床掘り | | 八 | 1 | | | | |
| (小規模) (参考数量) | | . 0 | 10 | | | | |
| 一 (参考数重) 床掘り | | m3 | 10 | | | | |
| 対象箇所:フェンス基礎(8) | | | 0 | | | | |
| (現場制約あり) (参考数量) 埋戻し | 土質:土砂 | m3 | 2 | | | | |
| (小規模) | | _ | | | | | |
| (参考数量) 埋戻し | 土質:土砂 | m3 | 2 | | | | |
| 対象箇所: フェンス基礎(8) | 14.10 | | | | | | |
| (現場制約あり) (参考数量) 柵工 | | m3 | 2 | | | | |
| TIII 4 | | | | | | | |
| 7) 07 | フェンスの種類:目隠しフェンス,フェンスの規格:張高1800mm | 式 | 1 | | | | |
| フェンス (目隠 しフェンス(1)) | / エノハマノ1単規・日 版 し/エノハ, /エノハマノが允付・版 同 1000iiiii | | | | | | |
| | 7.100轮辆, 日晚1.7.1c.7.1c.7.1c.7.1c.7.1c.7.1c.7.1c.7. | m | 98 | | | | |
| フェンス (目隠 しフェンス(2)) | フェンスの種類:目隠しフェンス,フェンスの規格:張高1600mm | | | | | | |
| (| | m | 23 | | | | |

- 3 -

| 事名 京都市立明親小学校ブロック塀 | 改修工事 | | | | 事業区分 工事区分 | 公園緑地整備·改修 施設整備 | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|---------|----|----|--------------|-------------------|----|
| 工事区分・工種・種別・細別 | 規格 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 数量・金額増減 | 摘要 |
| フェンス | フェンスの種類: メッシュフェンス,フェンスの規格:張高1800mm | | | | | | |
| (メッシュフェンス (1)) | | | 15 | | | | |
| フェンス | フェンスの種類: メッシュフェンス、フェンスの規格:張高1500mm | m | 19 | | | | |
| /ェンス (メッシュフェンス (2)) | /エンハック1里次尺・ア/マエ/エンハ、/エンハッノが元十日・3次1日11300日間日 | | | | | | |
| ()) (2) 20 / (2)) | | m | 22 | | | | |
| フェンス基礎(1) | 18-8-25BB(小型構造物人力打設、現場内小運搬 | | | | | | |
| (独立基礎) | 有り) 円筒紙型枠、差し筋共 | | | | | | |
| | | 箇所 | 5 | | | | |
| フェンス基礎(2) | 18-8-25BB (小型構造物人力打設、現場内小運搬有り) | | | | | | |
| (独立基礎) | 円筒紙型枠、差し筋共 | 箇所 | 9 | | | | |
| フェンス基礎(3-1) | 18-8-25BB(小型構造物人力打設、現場内小運搬 | 四// | 3 | | | | |
| (連続基礎) | 有り) 削孔共 | | | | | | |
| , | Billo | m | 4 | | | | |
| フェンス基礎(3-2) | 18-8-25BB(小型構造物人力打設、現場内小運搬 有り) | | | | | | |
| (連続基礎) | 削孔共 | | , | | | | |
| マ) マゼ 7世 (4) | 18-8-25BB(小型構造物人力打設、現場内小運搬 | m | 4 | | | | |
| フェンス基礎(4) (独立基礎) | 有り) | | | | | | |
| (江五本版) | 円筒紙型枠、差し筋共 | 箇所 | 13 | | | | |
| フェンス基礎(5) | 削孔径:110mm以上128mm未満 | | | | | | |
| (削孔) | 削孔深さ:200mm以上400mm以下 | | | | | | |
| | Notes the second of the | 箇所 | 8 | | | | |
| フェンス基礎(6) (削孔) | 削孔径:110mm以上128mm未満 削孔深さ:200mm以上400mm以下 | | | | | | |
| (Au1L) | | 箇所 | 5 | | | | |
| フェンス基礎(7) | 削孔径:90mm以上100mm未満 削孔深さ:200mm以上400mm未満 | 四//1 | | | | | |
| (削孔) | 削孔深さ:200mm以上400mm未満 | | | | | | |
| | | 箇所 | 8 | | | | |
| フェンス基礎(8) | 18-8-25BB(小型構造物人力打設、現場内小運搬: 45m超60m以下) | | | | | | |
| (独立基礎) | 削孔、差し筋共 | | 9 | | | | |
| フェンス基礎 (9) | 18-8-25BB(小型構造物人力打設、現場内小運搬: | 直別 | 9 | | | | |
| (独立基礎) | 45m超60m以下) | | | | | | |
| () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () () | 削孔、差し筋共 | 箇所 | 12 | | | | |
| フェンス基礎(10) | 削孔径:90mm以上100mm未満 削孔深さ:200mm以上400mm未満 | | | | | | |
| (削孔) | 円1 11(休 2・200㎜从 上400㎜木) | forter | | | | | |
| | | 箇所 | 12 | | | | |

- 4 -

| 工事名 京都市立明親小学校ブロック塀改修工事 | | | | 事業区分 工事区分 | 公園緑地整備·改修 施設整備 | |
|-------------------------------------------|------|--------------|----|--------------|-------------------|------|
| 工事区分・工種・種別・細別 規格 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 数量·金額増減 | 摘要 |
| 下部隙間塞ぎプレート アンカーボルト含む | | | | | | |
| | | 23 | | | | |
| 仮設工 | | | | | | |
| | 式 | 1 | | | | |
| 交通管理工 | | | | | | |
| | 式 | 1 | | | | |
| 交通誘導警備員 | | | | | | |
| | 人目 | 30 | | | | |
| 直接工事費 | 7,11 | | | | | |
| | 式 | 1 | | | | |
| 共通仮設 | | | | | | |
| | 式 | 1 | | | | |
| 共通仮設費 | | | | | | |
| | 式 | 1 | | | | |
| 現場環境改善費 | | | | | | |
| | 式 | 1 | | | | |
| 現場環境改善費(積上計上) みやこ杣木看板 1100mm×1400mm 1枚 | | | | | | 内 1号 |
| 1100mm × 1400mm 1/tX | 式 | 1 | | | | |
| 共通仮設費(率計上) | | - | | | | |
| | 式 | 1 | | | | |
| 純工事費 | | | | | | |
| | 式 | 1 | | | | |
| 現場管理費 | | | | | | |
| | 式 | 1 | | | | |
| 工事原価 | | | | | | |
| | 式 | 1 | | | | |

- 5 - 京都市

| 工事名 京都市立明親小学校ブロック塀改修工事 | | | | | | 公園緑地整備·改修 施設整備 | |
|------------------------|----|----|----|----|----|-------------------|----|
| 工事区分・工種・種別・細別 | 規格 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 数量・金額増減 | 摘要 |
| 一般管理費等 | | | | | | | |
| | | 式 | 1 | | | | |
| 工事価格 | | | | | | | |
| | | 式 | 1 | | | | |
| 消費税額及び地方消費税額 | | | | | | | |
| | | 式 | 1 | | | | |
| 工事費計 | | | | | | | |
| | | 式 | 1 | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

| | 一式当り内訳書 | | | | | | |
|-----------------------|---------|-----------------|------------------|----|----|---------|----|
| 現場環境改善費(積上計上) 内 1号 | | みやこ杣 1100mm× | 木看极 1400mm 1枚 | | | | |
| 名称・規格 | 条件 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 数量·金額増減 | 摘要 |
| 現場環境改善費(積上) | | 式 | 1 | | | | |
| 合計 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

京都市立明親小学校ブロック塀改修工事

特記仕様書

京都市教育委員会教育環境整備室

特記仕様書

エ 事 名 京都市立明親小学校ブロック塀改修工事

工事場所 京都市伏見区淀池上町 106番地

1 一般事項

第1条

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携(以下「請負工事必携」 という。)(令和6年8月京都市)によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事(土木、舗装、樹木等)の仕様書、様式等」参照

(https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html)

第2条(受注者希望方式による「月単位の週休2日」の実施)

1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象(受注者希望方式による「月単位の週休2日」) であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領|

(https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html) に基づいて実施する。 ただし、「通期の週休 2 日」は必須である。

- 2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「月単位の週休 2 日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、 加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日 工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」(4週8休以上であることを明記すること。)である旨を明示すること(様式不問)。

第3条(前払金)

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証(中間前払金保証を含む。)について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照(https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf)ただし、本工事の予定価格が300万円未満の場合は、前払金及び中間払いは行わない。

第4条(設計図書等の照査)

受注者は、契約後、速やかに現場状況と設計図書の内容が整合していることを照査し、その結果を監督職員に報告すること。

なお、照査は国土交通省近畿地方整備局ホームページ「設計図書の照査ガイドライン (案)」を 参考に実施すること。

第5条(監督職員への報告)

次の項目に対しては、受注者独自の判断で施工してはならない。また、必ず監督職員に報告し、 確認を受けなければならない。

- 1 設計図書に明示していない事項の処理
- 2 設計変更に係る事項の処理
- 3 地元関係者等との協議に係る事項の処理
- 4 天災、その他不可抗力による事項の処理
- 5 土地境界等に係る事項の処理

第6条(資材及び労務等の調達)

工事を施工するに当たっては、可能な限り本市に本店を有する事業者から資材及び労務等の調達に努めること。

第7条

- 1 請負契約決定後直ちに監督職員に連絡し着手に係る指示を受けるとともに、工事着手前に施工計画書を監督職員に提出すること。
- 2 本工事施工期間中、現場代理人は、昼夜を問わず常時連絡が取れる体制を取ること。
- 3 工事関係車両の駐車については定められた区域とし、周辺道路等に駐車しないこと。また、 工事関係車両を長時間、付近に待機させてはならない。
- 4 工事による振動で水道管内の上水が濁ることがないよう注意して行うこと。また、工事により問題が発生した場合は受注者の責において対応し、監督職員に報告すること。
- 5 工事箇所付近にある営業店舗については、工事施工時間及び施工日について連絡を密にして、 営業に支障が起こらないように十分に配慮して作業を行うこと。施工上でのトラブルが生じた 場合には、受注者の責任において処理し、監督職員に報告すること。
- 6 地元関係者(官公庁等も含む)との協議において、工事区域、施工時間、施工日等に関する事項については、受注者の独自の判断で施工してはならない。必ず監督職員に報告し確認を受けること。
- 7 他の企業者・事業者が実施する工事や近接する他工事がある場合は、工程計画等について十分 調整を図るとともに監督職員の指示に従うこと。
- 8 本工事作業中及び作業終了後は工事現場に関する点検を行い、異常がある場合にはただちに監督職員に連絡するとともに速やかに応急措置を行うこと。また、雨天、積雪時についても異常がないか巡回・点検を行い安全確保に努めること。

第8条(工事の周知徹底)

1 受注者は、監督職員が指示する期限内に、工事区間周辺に工事予告看板を設置するとともに、「工事のお知らせ」等のビラを配布し、関係機関・周辺住民等に工期、通行止め等規制の期間及び現場責任者氏名並びに連絡先等の周知を図らなければならない。

2 受注者は、夜間工事又は通行規制等(以下「夜間工事等」という。)を行う場合及び必要がある場合には、事前に監督職員の承諾を得ること。また、着手前に「夜間工事等のお知らせ」等のビラを配布し、関係機関・周辺住民等に夜間工事等の周知を図らなければならない。

なお、夜間工事のみでなく工事全般において、騒音や振動等の住民からの苦情がないように努めるとともに、苦情が発生した場合は誠意を持って受注者において処理するものとする。

3 上記ビラ等について、関係機関・周辺住民等へ配布後、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに再配布するものとする。

なお、配布先については、監督職員と協議すること。

第9条 (現場代理人等通知及び下請負契約等の通知の変更)

受注者は、現場代理人等(監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、専門技術者)及び下請負 契約等に変更が生じた場合は、速やかに契約担当課に所定の様式により通知するものとする。

第10条(ワンデーレスポンス)

本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事とする。

※ 「ワンデーレスポンス」とは工事の無駄な手待ちをなくし、工期短縮を目指すため、受注者(現場代理人等)からの質問・質疑に対して、発注者が解決策を原則 1 日(翌日まで)で回答する取組である。また、できる限り1日で回答するように努力するが、1日で回答できない場合でも、受注者に対して次の段取りができるように「回答期限」の通知を1日で行う。

第11条(「京都市建設局における熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行」の実施)

- 1 土木工事標準積算基準書(京都市建設局)を適用する工事(ただし、単価契約による工事を除く。)で、主たる工種が屋外作業である工事は、「京都市建設局における熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行に関する要領」※の対象工事であり、同要領に基づいて、現場管理費の補正を実施する(ただし、受注者が希望する場合に限る。)。
 - ※ 京都市情報館監理検査課ホームページ「京都市建設局における熱中症対策に資する現場管 理費の補正の施行について」参照

(https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280460.html)

- 2 受注者は、「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を希望する場合、契約後速やかに、監督 職員にその旨を工事打合せ簿により示し、記録すること。また、施工計画書において、真夏日日 数の集計方法、具体的な熱中症対策の内容について明記すること。
- 3 受注者は、「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を希望する場合、真夏日日数の集計結果 (補正値の算出結果を含む。)(様式不問)及び実際に行った熱中症対策の状況写真(様式不問) を工事打合せ簿により発注者に報告すること。

2 契約に関する事項

第1条(設計図書の変更)

共通仕様書(1-1-1-16)に対する特記事項は以下のとおりである。

- 1 発注者は、設計変更が必要と認めるときは、その都度速やかに工事打合簿により、当該設計 変更の内容等について受注者へ通知する。
- 2 設計変更により契約変更が必要となった場合には、工事請負契約書第21条又は第27条の 規定により、遅滞なく手続を行う。ただし、軽微な設計変更に伴う契約金額の変更は、精算時 等にまとめて行うことができる。
- 3 変更契約手続を文書により確実に行うようにするため、工事の変更の際、文書による指示、 協議がないものについては、契約変更の対象としない。
- 4 本市が発注する工事の変更については「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」 に基づいて設計変更を行う。

第2条(工事の一時中止)

共通仕様書(1-1-1-15)に対する特記事項は以下のとおりである。

発注者は、受注者が下記のとおり独自の判断により契約図書と相違する施工をした場合には、 改善又はやり直しを命ずることがある。その際は、速やかに監督職員の指示に従うこと。

- 1 契約図書に違反して施工した場合
- 2 監督職員の指示に従わずに施工した場合
- 3 監督職員の指示を受けずに施工した場合
- 4 監督職員と協議をせずに施工した場合

これらには、施工後に報告又は協議を行った場合を含むものとする。

第3条(工事保険等)

受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。)等を対象とする工事保険、火災保険その他の保険に加入し、その証券又は写しを速やかに監督職員に提示するものとする。

また、受注者は、当該監督官公署から労働者災害補償保険の加入証明を受け、その証明書又は 写しを速やかに監督職員に提示するものとする。

第4条(法定外労災保険の付保)

受注者は法定外の労災保険に加入し、その証券又は写しを速やかに監督職員に提示するものとする。

第5条(1日未満で完了する作業の積算)

- 1 「1日未満で完了する作業の積算」(以下「1日未満積算基準」という。)は、変更積算のみに 適用する。
- 2 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せで1日作業となる場合には、1日未満積算

基準は適用しない。

- 4 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料(日報、実際の費用が分かる資料等)を監督職員に提出すること。ただし、実際の費用が分かる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。
- 6 調整区分を「施工箇所点在」とする設計図書においては、1日未満積算基準「3. 判定方法 (3) 判定に使用する作業量の考え方」により、「積算参考資料(間接費補正一覧)」に示す施 工箇所ごとに別箇所として取り扱う。

第6条(工事実績情報サービス(CORINS)の変更登録)

共通仕様書(1-1-1-6)に対する特記事項は以下のとおりである。

受注者は、工期、現場代理人、主任技術者及び監理技術者のいずれかに変更が生じた場合、コリンズ (CORINS) の変更登録を行うこと。また、工事請負金額のみの変更の場合は、変更登録を必要としないが、技術者の専任義務の発生・解除が生じる工事請負金額 4,000 万円 (建築一式工事は 8,000 万円) を跨ぐ金額変更の場合は、変更登録を行うこと。

第7条(建設業退職金共済制度)

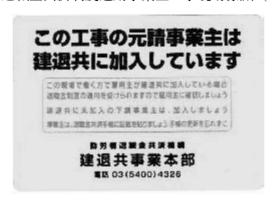
共通仕様書(1-1-1-42)に対する特記事項は以下のとおりである。

受注者は、建設業退職金共済制度の趣旨及び行財政局管財契約部契約課の同制度推進依頼等に基づき、建設業退職金共済組合に加入し、発注者用掛金収納書(コピー不可、「工事名・発注者名(局名・工事担当課名)」を記載)を下記の「建設業退職金共済制度の掛金収納書」に貼り付け、特段の事情があると認められる場合を除き、原則、工事契約締結後1箇月以内(電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内)に工事担当課に提出(複数の工事を一括契約した場合は、工事ごとに「建設業退職金共済制度の掛金収納書」が必要)することとし以下による。ただし、他の工事のために購入し、余った共済証紙は、本工事で使用することができるが、使用した場合は、他の工事において交付された掛金収納書の写しと証紙受払資料等の写しにより、当該工事で使用できる証紙の在庫を示す資料を提出すること。

- 1 建設業退職金共済制度の対象となる労働者の共済手帳に、証紙を貼付すること。また、下請 契約を締結する際には下請負業者に対して本制度の周知徹底を図ること。
 - なお、下請負業者の規模が小さく管理事務の処理の面で万全でない場合は受注者がその事務 を代行すること。
- 2 受注者において「建設業退職金共済制度の掛金収納書」の提出が不要な場合又は証紙が不要な場合は、特段の事情があると認められる場合を除き、原則、工事契約締結後1 箇月以内にその理由を示す書類(様式自由)及びその理由に係る公的文書の写しを監督職員に提出すること。
- 3 下請負業者において証紙が不要な場合は、当該下請負業者から受注者宛てに辞退届(様式自由)及びその理由の分かる公的文書の写しを提出させ、特段の事情があると認められる場合を除き、原則、下請負契約締結後1 箇月以内にその写しを監督職員に提出すること。

- 4 現場の状況に応じて「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」という標識(シール)を、 工事事務所及び工事現場の出入口等の見やすい場所に掲示すること。また、朝礼等の時に説明 をするなどして周知を行うこと。
- 5 工事完成時及び監督職員が提出を求めたとき、受注者は本制度の執行状況等の関係資料を監 督職員に提出すること。

建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識(シール)



※ 建設業退職金共済制度については、「建設業退職金共済制度事業本部のホームページ」を参照

掛金収納書(電子申請方式)

| 共済契約者番号 | | | | | | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-----------|----------|---------------------------|--------------------|---------------------|
| 共済契約者名 法人または事業主氏 名) | | | | | | | |
| JVの場合は 共同企業体名 | | | | | | | |
| | | 掛金収約 | 本書番号 | | | | |
| (お) | 問い合わせの際 | は、この番号と | | 者名をお知 | らせくださし | , N _o) | |
| | | | | | | | |
| | | | | | A RATE | | |
| 収納年月日 | | | | | | | |
| | | 退職金ポイ | ント勝るる | Ta Ta | | | |
| 単価 | Į. | 請入日数 | - 1 RB/\6 | 24. | 購入額 | 1 | |
| 310円 | | В | | | | N285 | - H |
| (中小企業用) | | | | | | | - 13 |
| 310円 (大手企業用) | | 日 | i _ | | | | 円 |
| 合計 | | В | | | | | Ħ |
| 事情報 | | | | | | | - |
| 工事の区分 | | | 発注 | 者名 | | | |
| 民間 | | - 5± ±n2 | | 251.146 | - + 5 | | |
| その他 | | 元 請契約 | 引の工事者 | 番号および | 工事名 | | |
| | | | | | | | |
| | 総工事費 | | | | 円 | | |
| | | 当該工事の |)退職金オ | イント購入 | の考え方 | | |
| | | | | | | | |
| | 763 | | | | | | |
| の掛金収納書は の購入を証する | 書です。 できません。 | | r | 独立行政建設業退 | 法人勤劳 職金共済 | 者退職金 事業本部 | 共済機構 電子印鑑 |
| の購入を証する | 書です。 <u> できません。</u> 請け負った場合 納書の提出をす | には、発注官庁 さめられる場合が | | 独立行政建設業退 | 法人勤劳 職金共済 | 者退職金事業本部 | 共済機構電子印鑑 |
| の購入を証する。 発処理には使用 た、公共工事を をからこの掛金収 りますので、大り 参考) | 書です。 同できません。 情け負った場合 納書の提出をす 別に管理・保管願 | には、発注官庁 さめられる場合が 買います。 | ζ. | 独立行政建設業退 | 法人勤労 [;] 職金共済 | 者退職金事業本部 | 共済機構電子印鑑 |
| の購入を証する 終処理には使用 た、公共工事を をからこの掛金収 りますので、大り 参考) 主設キャリア | 書です。 <u>目できません。</u> 請け負った場合 納書の提出をす 切に管理・保管駅 | には、発注官庁 さめられる場合が 買います。 テム登録情 | ζ. | 独立行政建設業退 | 法人勤労 | 者退職金事業本部 | 共済機構 電子印鑑 |
| の購入を証する 診処理には使用 た、公共工事を にからこの掛金収 りますので、大り 参考) 主設キャリア 本工事を施工 | 書です。 Tできません。 請け負った場合 納書の提出をす 切に管理・保管駅 アップシス する下請負人を | には、発注官庁 さめられる場合が 買います。 : テム登録情 含めた | ζ. | 独立行政建設業退 | 法人勤劳 | L | 共済機構電子印鑑 |
| の購入を証する | 書です。 できません。 情け負った場合 納書の提出をす のに管理・保管 アップシス するアシステムへ の建設キャリア | には、発注官庁 さめられる場合が 買います。 - テム登録情 含めた の登録の有無 | ζ. | 独立行政建設業退 | 法人勤劳 | 者退職金事業本 (有) | 0.00=01 |
| の購入を証する | 書です。 できません。 情け負った場合 納書の提出をす のに管理・保管 アップシス するブシショスティア ステム東 ままり | には、発注官庁 さめられる場合が 頭います。 ・テム登録情 含めた の登録の有無 | 有報 | | 法人勤劳 | (有) | (無) |
| の購入を証するは 務処理には使用 た、いらこので、大 もりますので、大 を考) 本理というで、大 を考) 本理というで、大 を表し、 本理というで、大 を表し、 本理というで、大 で、大 で、大 で、大 で、大 で、大 で、大 で、大 | 書です。 できません。 情け負った場合 納書の提出をす のに管理・保管 アップシス するブシショスティア ステム東 ままり | には、発注官庁 さめられる場合が 買います。 - テム登録情 含めた の登録の有無 | 有報 | | 法人勤劳 | L | 0.00-01 |

| L事番号 | | |
|------------------|-------------------------------------------------------|-------------|
| | および工事名 | |
| | 総工事費 | <u>F1</u>) |
| | 受注者(元請) | |
| | 住 所 | |
| | 名 称 | |
| | 共済契約者番号 | |
| | 共済証紙購入額 | 円 |
| | | |
| | 掛金収納書提出用台紙 | |
| | 掛金収納書を貼る(契約者から発注者用) | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 当該工事 | 「における共済証紙購入の考え方(該当する□に√をチェックして下 さい) | |
| | における共済証紙購入の考え方(該当する口に√をチェックして下さい) 主者の指示のとおり | |
| □1. 発泡 | | |
| □1. 発泡 | 主者の指示のとおり 象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握している場合 | |
|]1. 発泡 | 主者の指示のとおり 象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握している場合 | А |
| □1. 発泡 □2. 対象 | 主者の指示のとおり 象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握している場合 | 円 |
| □1. 発泡 □2. 対象 | 注者の指示のとおり 象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握している場合 | P |
| □1. 発泡 □2. 対象 | 注者の指示のとおり 象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握している場合 <u> </u> | 円 円 |
| □1. 発注 □2. 対象 | 注者の指示のとおり 象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握している場合 | |
| □1. 発注 □2. 対象 | 注者の指示のとおり 象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握している場合 | |

3 現場条件に関する事項

第1条(施工時間)

施工時間は、昼間施工とする。ただし、児童・生徒の登下校に支障をきたす可能性のある作業 については、監督職員及び学校関係者と協議の上、承諾を得ること。

第2条(交通誘導警備員)

1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

| 配置場所 | 交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数) | 編成 | 昼間・夜間・ 24時間の別 | 交替要員 の有無 |
|-------|-------------------------|---------------|------------------|-------------|
| 出入口付近 | 1~2 名 | 交通誘導警備員B 1~2名 | 昼間 | 無 |

2 上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

4 施工管理に関する事項

第1条(地下埋設物件等(架空線及び橋梁添加物件を含む。)の事故防止)

1 受注者は、占用物件及び各種管理施設の位置について、設計図書並びに監督職員が提示する 占用物件台帳・各種管理施設台帳などを照らし合わせて確認を行うものとする。

また、各種埋設物や水路等の構造物と交差している箇所については、干渉を防ぐため極端に 浅くなる等、埋設深さが大きく変化している場合があるので、特に注意すること。

なお、確認の結果、台帳間の不整合等、疑義がある場合は、監督職員に報告すること。

2 工事の施工に当たり予想される地下埋設物件等は、管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置・深さを確認して現地にマーキングし、保安対策について十分な打合せを行い、事故の発生を防止すること。

なお、地下埋設物件等の管理者との現地立会を行った内容を書面に記載し、速やかに監督職員に報告し、確認を受けるものとする。

- 3 受注者は、事前に行った地下埋設物件等の管理者との現地立会の結果を、作業日の朝礼等で 作業員等に周知すること。
- 4 受注者の責により、地下埋設物件等に損傷を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し、応急措置を採り、受注者の負担により補修しなければならない。
- 5 地下埋設物件等に管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その措置については、 占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。

その結果、未使用の地下埋設物件等の処置を受注者が企業者から依頼を受けた場合は、文書により、その責任を明確にしておかなければならない。

- 6 上記の確認のために試掘が必要となった場合は、監督職員と協議のうえ、設計変更の対象と する。
- 7 架空線の付近で工事をする場合は、事前に架空線管理者と事故防止対策について協議し、必要に応じて立会のうえ、事故の発生を防止すること。

なお、架空線管理者との現地立会を行った内容を書面に記載し、速やかに監督職員に報告し、 確認を受けるものとする。

また、工事箇所に限らず、工事用道路や河川管理用通路等においても、架空線の下を重機が 横断する等の事象が発生する場合には、同様に対応するものとする。

第2条 (所轄警察署等の関係機関協議)

工事期間、作業時間帯、道路占用形態などについて所轄警察署等の関係機関と協議を要する場合、受注者は協議に必要な資料等を作成し、監督職員に提出するとともに、監督職員から指示があれば、その協議に参加すること。また、週間(月間)工程表等の工事の進捗状況等に係る資料を作成し、工事に関係する機関に提出しなければならない。

第3条(工事現場における点検)

共通仕様書(1-1-1-28)に対する特記事項は以下のとおりである。

工事作業中及び作業終了後は工事現場に関する点検を行い、異常がある場合にはただちに監督 職員に連絡するとともに、速やかに応急措置を行うこと。また、雨天、積雪時についても異常が ないか巡回・点検を行い安全確保に努めること。

第4条(第三者所有地内等への立入り)

受注者は、第三者が所有する土地等に立ち入る必要が生じた場合は、事前に所有者等の承認を 得なければならない。

第5条(近隣施工)

- 1 工事区間に隣接して第三者が所有する施設がある場合は、施工方法について監督職員の承諾 を得た後に、当該施設の所有者や関係機関等と現地立会のうえ、当該施設の位置、高さ、施設 の状況等を確認し、施工方法について説明を行い、支障を及ぼさないようにすること。
- 2 受注者の責により、当該施設に支障を及ぼした場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、所有者や関係機関等に連絡し、応急措置を採り、受注者の負担により、これを補修しなければならない。
- 3 特に、配電線及び送電線付近で作業をする場合は、事前に電力事業者と事故防止対策について協議すること。

第6条(工事標示板の設置)

本工事の施工にあたっては、「道路工事現場における標示施設等の設置基準(平成18年3月3 1日改正)」に従い、下記様式に示す工事標示板を設置しなければならない。

また、工事標示板の標示内容は、事前に監督職員の承諾を得ること。



(例) 道路工事の標示板

<備考>

■ 道路工事の標示板

- 1 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「道路改良工事」等の工事種別については 青地に白抜き文字とし、「○○をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色 文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- 2 記載内容については事前に監督職員と協議確認すること。
- 3 縁の余自は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cm とする。

■ 管理

工事現場における標示施設及び防護施設は、堅固な構造として所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、監督職員による指示がある場合には、夜間において遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

看板等は強風等で倒れないように堅固に設置すること。また、定期的(1 週間に1 度程度)、 大雨、強風の後、工事休止前には必ず点検を行うこと。

第7条(工事現場における管理体制強化の再点検及び徹底)

本工事の施工に当たっては、テロ等の危険に関し、工事現場における安全確保に万全を期するよう管理体制の強化を図るなど、下記の事項に留意しなければならない。

- 1 安全確保のための点検を実施すること。
- 2 管理体制強化について確認を行うこと。
- 3 警察、消防、関係機関等と緊急時の連絡体制の確認を行うこと。
- 4 特に、大型連休前には再点検を行い、不審者の侵入、不審物の放置等が起きないよう、現場 養生を行うこと。

第8条(施工体制台帳)

共通仕様書(1-1-1-11)に対する特記事項は以下のとおりである。

- 1 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、速やかにその写しを監督職員に提出しなければならない。
- 2 第1項の受注者は、工事における各下請負業者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、速やかに監督職員に提出しなければならない。
- 3 第1項の施工体制台帳及び第2項の施工体系図の作成及び書類の提出に当たっては、「施工体制台帳に係る書類の提出について」(最終改正:令和3年3月5日国官技第319号、国営建技第16号)及び国土交通省の作成例等を参考にすること。

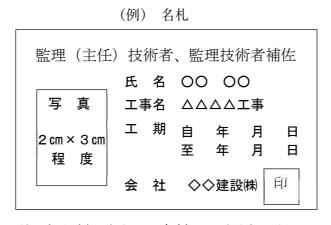
なお、警備業については建設業ではないが、現場の安全管理上、重要であることから、警備 会社と下請契約を締結する場合は、施工体制台帳の作成及び施工体系図への記載を行うこと。

4 第1項の受注者は、次の号に掲げる書類の写しを施工体制台帳に添付し、速やかに監督職員 に提出しなければならない。

なお、警備業については、「下請契約書(又は発注書及び請書)」、「警備業法に基づく認定証」 及び「主任技術者欄に記載する者が自社社員であり、雇用関係があることを証する書面」の写 しを監督職員に提出すること。

(※(6)(7)は、監理技術者補佐を置いた場合に適用)

- (1) 下請契約書 (2 次以下の下請契約書も含む。) 又は発注書及び請書 (発注書及び請書による場合は、基本契約書又は基本約款の添付が必要である。)
- (2) 監理技術者資格を有することを証する書面
- (3) 当該監理技術者が作成建設業者の常勤の自社社員であり、開札日において、引き続き3箇 月以上の雇用関係があることを証する書面
- (4) 主任技術者資格を有することを証する書面
- (5) 当該主任技術者が作成建設業者の常勤の自社社員であり、開札日において、引き続き3箇 月以上の雇用関係があることを証する書面
- (6) 監理技術者補佐資格を有することを証する書面
- (7) 監理技術者補佐が作成建設業者の常勤の自社社員であり、開札日において、引き続き 3 箇 月以上の雇用関係があることを証する書面
- (8) 建設業法に基づく許可書等、建設業の許可を有することを確認できる書面の写し(元請業者及び全ての下請業者)
- (9) 作業員名簿の作成(元請負者及び全ての下請負者)
- 5 第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者(下請業者を含む。)及び元請業者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。



注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2)所属会社の社印とする。

6 第1項の受注者は、施工体制台帳、施工体系図及び第4項に掲げる添付書類に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。

第9条(後片付け)

共通仕様書(1-1-1-30)に対する特記事項は以下のとおりである。

(1) 日々の作業終了後に工事箇所を交通開放する等、第三者の通行や立入りがある場合、受注者は危険物や凶器となり得るものを工事箇所に放置せず、安全対策を講じて通行者や通行車両等の安全を確保するとともに、現場の整理整頓を行うこと。

(2) 工事の完成に際しては、工事箇所や周辺の清掃を行い、不要な残材等がある場合は監督職員に確認を受けたうえで適正に処理・処分すること。

第10条(工事関係車両による道路汚損の防止)

工事関係車両のタイヤ等に付着した土砂等により、一般車両が通行する道路を汚すことがないよう、工事関係車両のタイヤ等を清浄にするとともに、道路を汚した場合は、受注者の責任清掃を行うこと。

第11条(工事用道路等における敷き鉄板について)

工事用道路等における敷き鉄板について、設計図書で定めがない場合は、鋼板とする。

第12条(デジタル工事写真の小黒板情報電子化について)

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員から打合 せ簿による承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以降、「対象工事」 と称する)とすることができる。対象工事では、以下の1.から4.の全てを実施することとす る。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以降、「使用機器」と称する)については、写真管理基準「3-(2)撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。

なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」) に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子対応ソフトウェア、(一社)施工管理ソフトウェア産業協会、https://www.jcomsia.org/kokuban/.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例から選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条1.の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準(令和5年8月)「3-(2)撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が 困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準(令和5年8月)及びデジタル写真管理情報基準 (令和5年3月)に準ずるが、同条2. に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準(令和5年8月)「3-(9)電子媒体に記録する工事写真」及びデジタル写真管理情報基準(令和5年3月)「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条 2. に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール (一社) 施工管理ソフトウェア産業協会

https://www.jcomsia.org/kokuban/

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

第13条(第三者の立入り禁止措置)

安全施設については、鋼製又は樹脂製フェンスバリケード、単管バリケード、カラーコーン等、 状況によって設置すること。なお、フェンスバリケードは、隙間なく並べ連結構造とすること。

第14条(工事現場の現場環境改善等)

現場環境改善等の実施項目については、以下のとおりとする。

なお、現場条件等により下記項目に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

| 項目 | 仕様 | 設置枚数 |
|-------|------------------------------------------|------|
| 作業標示板 | ・みやこ杣木を用いた看板 ・看板サイズは1400×1100 mmとする。 | 1枚 |
| | ・表示面はアクリル板とし、アクリル面に業務内容を印字する(文字数:150字程度) | |

また、設置箇所及び表示する内容については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

第15条(工事測量)

測量基準点及び境界明示板等を発見した場合は、監督職員に報告すること。また、移設が必要

となる場合には、座標値により管理し、復元すること。

5 監督職員の確認に関する事項

第1条(材料確認)

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料(見本を含む)」との照合、搬入された材料等の外観(角欠け、ひび割れ等)、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法(幅、長さ、高さ)及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料(納品書、納品伝票も可)を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

| 材料·製品 | 備考 |
|----------------------|---------------|
| プレキャストコンクリート製品 | 「品質管理基準及び規格値」 |
| (JIS I 類、JIS II 類含む) | (区分・項目・方法・頻度) |

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品

(「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外)

| 工種·種別等 | 細別 | 材料・資材・製品 |
|--------|------|---------------------|
| 柵工 | フェンス | 目隠しフェンス メッシュフェンス |

第2条(受注者の臨場)

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者(又は監理技術者、或いは監理技術者補佐) 又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければな らない。

第3条(段階確認)

受注者は、共通仕様書(3-1-1-4)の「表3-1-1段階確認一覧表」に示す各種別、 「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、 監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を 記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録(出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録簿等) と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認(「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む) (「共通仕様書(3-1-1-4)の「表3-1-1段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外」)

| 工種-種別等 | 細別 | 確 認 項 目 |
|--------|--------|---------|
| 柵工 | フェンス基礎 | 出来形(寸法) |

6 品質管理に関する事項

第1条(コンクリートの水セメント比)

共通仕様書 (1-3-3-3) に対する特記事項は以下のとおりである。

本工事に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては、60%以下とするものとする。ただし、水セメント比の上限値の変更に伴い呼び強度を変更する場合は、設計変更の対象としないものとする。本工事で下表のコンクリートを指定している場合で、18-8-40BB等と21-8-40BB等の単価が基準適用年月時点で同じ場合は、呼び強度を18から21に読み替えるものとする。

また、水セメント比を減ずることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性 能減水剤の使用等の検討を行い、監督職員の承諾を得るものとし、設計変更の対象とする。

| コンクリート | 18-8-20 (25) |
|--------|------------------|
| | 18-8-40 |
| | 18-8-20 (25) BB |
| | 1 8 - 8 - 4 0 BB |

第2条(鉄筋コンクリート構造物のスランプ等)

共通仕様書(1-3-3-3)に対する特記事項は以下のとおりである。

本工事に使用する現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工に当たっては「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン」(平成 29 年 3 月流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会)を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するとともに、スランプ値の変更の必要性が認められる場合は、監督職員と協議のうえ設計変更の対象とする。ただし、一般的な鉄筋コンクリート構造物においては、スランプ値は12cmとすることを標準とする。

なお、ガイドラインについては、国土交通省のホームページを参照すること。

※ 国土交通省「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン」参照

第3条(工事材料資料の提出)

- 1 受注者は、設計図書に規格・寸法を明示した工事材料については、その材料を使用するまでに、図面、品質規格証明書類、カタログ等の資料を監督職員に提出し、受理されなければならない。
- 2 受注者は、設計図書に規格・寸法を明示した工事材料と異なる材料を使用する場合、その材料を使用するまでに、図面、品質規格証明書類、カタログ等の資料を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
- 3 上記1及び2の材料について、監督職員が臨場等による確認を求めた場合、受注者はこれに 応じなければならない。

7 環境対策に関する事項

第1条(低騒音型及び超低騒音型の使用)

共通仕様書(1-1-1-32)に対する特記事項は以下のとおりである。

工事施工箇所が「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和62年3月30日建設省経機発第57号)に基づき騒音、振動を防止することにより地域住民の生活環境を保全する必要があると認められる区域である場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年度建設省告示第1536号)に基づき指定された低騒音型建設機械又は超低騒音型建設機械を使用するものとする。

また、低騒音型建設機械又は超低騒音型建設機械の使用原則を図る地域ではない場合であって も、地域住民の生活環境を保全するため必要がある場合には、監督職員と協議するものとし、低 騒音型建設機械又は超低騒音型建設機械を使用するものとする。

なお、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合(受注者の都合 で調達できない場合は認めない。)は、必要書類を提出し監督職員と協議するものとする。

また、低騒音型建設機械を使用する場合は、施工現場において使用する建設機械の「新基準'97ラベル」の確認を監督職員に受けるものとする。「旧基準'89ラベル」の機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため、建設機械メーカーに確認し、新基準'97ラベルに貼替えを行うこと。



参考図 低騒音型建設機械指定ラベル ('97基準ラベル)



参考図 超低騒音型建設機械指定ラベル ('97基準ラベル)

第2条(排出ガス対策型建設機械)

共通仕様書(1-1-1-32)に対する特記事項は以下のとおりである。

受注者は、工事において、下表に示す建設機械について排出ガス対策型建設機械あるいは排出 ガス浄化装置を装着した建設機械を使用し、監督職員から確認を求められた場合は、受注者は監 督職員にラベルの確認を受けなければならない。



1次基準ラベル



2次基準ラベル



3次基準ラベル

参考図 排出ガス対策型建設機械指定ラベル (一般工事用)

| 機 | 種 | 備考 |
|-------------------------------|---------------|---------------------|
| 一般工事用建設機械 | | ディーゼルエンジン(エン |
| ・バックホウ | | ジン出力 7.5kw 以上 260kw |
| ・トラクターショベル(車輪式) | | 以下)を搭載した建設機械 |
| ・ブルドーザ | | に限る |
| ・発動発電機(可搬式) | | |
| ・空気圧縮機(可搬式) | | ただし、道路運送車両の保 |
| ・油圧ユニット | | 安基準に排出ガス基準が定 |
| (以下に示す基礎工事用機械の | うち、ベースマシンとは別 | められている自動車で、有 |
| に、独立したディーゼルエン | ジン駆動の油圧ユニットを | 効な自動車検査証の交付を |
| 搭載しているもの:油圧ハン | マ、バイブロハンマ、油圧式 | 受けているものは除く。 |
| 鋼管圧入・引抜機、油圧式杭 | 王入引抜機、アースオーガ、 | |
| オールケーシング掘削機、リ | バースサーキュレーション | |
| ドリル、アースドリル、地下退 | 車続壁施工機、全回転型オー | |
| ルケーシング掘削機) | | |
| ・ロードローラ、タイヤローラ、 | 振動ローラ | |
| ・ホイールクレーン | | |

第3条(騒音振動対策)

本工事に「舗装版破砕工」、「道路打換え工」及び「構造物とりこわし工」が計上されている場合で、設計図書に特に指定のない場合は、騒音振動対策を必要とする。

8 建設副産物に関する事項

第1条(再生資源利用[促進]計画書(実施書))

共通仕様書(1-1-1-20)に対する特記事項は以下のとおりである。

1 再生資源利用〔促進〕計画書の作成について

受注者は、工事の請負金額が100万円以上である場合は、該当する搬入資材及び建設副産物の搬出の有無にかかわらず、工事着手前に建設副産物情報交換システム (COBRIS) により「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」(以下「計画書」という。)を作成、登録のうえ、速やかに監督職員に提出し、その内容を説明するものとする。また、作成した計画書は工事完成後5年間保存するものとする。

※ 建設副産物情報交換システム(COBRIS)は「建設副産物情報センターのホームページ」を 参照

2 再生資源利用〔促進〕計画書の掲示について

(1) 再生資源利用計画書

受注者は、500m3以上の土砂、500t以上の砕石、200t以上の加熱アスファルト混合物のいずれかを搬入する場合は「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」(以下「再生資源省令」という。)に基づき、「再生資源利用計画書」を公衆の見やすい場所(計画の内容を記録した電磁的記録を工事現場の見やすい場所に備え置く出力装置の映像面に表示する方法も可)に掲示しなければならない。

(2) 再生資源利用促進計画書

受注者は、500m3以上の建設発生土、または、合計 200t以上のアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材のいずれかを搬出する場合は「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」(以下「指定副産物省令」という。)に基づき、「再生資源利用促進計画書」を公衆の見やすい場所(計画の内容を記録した電磁的記録を工事現場の見やすい場所に備え置く出力装置の映像面に表示する方法も可)に掲示しなければならない。

(3) 揭示様式

上記(1)(2)の掲示様式は、建設副産物情報交換システム(COBRIS)の現場掲示様式を基本とし、「国土交通省ホームページ」掲載の様式も使用可とする。

3 建設発生土の搬出に関する関係法令の手続の確認について

(1) 受注者は、500 m以上の建設発生土を搬出する場合は、指定副産物省令に基づき、事前に以下の a~d の事項を確認したうえで、その確認結果を書面(確認結果票)に記載し、計画書を作成しなければならない。

確認結果票の様式は「国土交通省ホームページ」掲載の「別添2 確認結果票作成に当たっての解説(様式を含む)(令和5年5月訂正版)」とする。

a. 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされていること。

以下の①~③については、監督職員に確認のうえ記載すること。

- ①本工事は、土地の形質の変更が3,000m2未満であるため、届出を要しない工事である。
- ②本工事は、届出を行った結果、土壌調査は必要なしと判断された。
- ③本工事は、3,000m2以上であるものの、土壌汚染対策法施行規則第25条(届出を要しない工事)に該当する。
- b. 搬出先が設計書で指定された施設であること。
- c. 搬出先が有している土砂条例の許可、届出の種類及び許可番号等。
- d. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条 6 項の許可施設として搬出する場合、許可、 届出の種類及び許可番号等。
- (2) 受注者は、計画書を作成したときは、建設発生土を運搬する者に対し、建設発生土の搬出先の名称・所在地及び搬出量並びに(1)により作成した書面の内容を通知するものとする。これらの内容に変更があったときも、同様とする。
- (3) (1)により作成した書面は計画書の一部として、計画書と同様、作成時に発注者へ提出 し、内容の変更時に発注者へ報告するものとする。また、公衆の見やすい場所に掲示し、 工事完成後5年間保存するものとする。
- 4 搬出先からの建設副産物受入確認書(受領書)の交付について
- (1) 受注者は、500 ㎡以上の建設発生土を計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、指定 副産物省令に基づき、速やかに、当該搬出先の管理者(当該搬出先が工事現場である場合に あっては、当該工事現場に係る元請業者等)に対し、建設副産物受入確認書(受領書)の交 付を求めるものとする。

なお、建設副産物受入確認書(受領書)には以下の内容を記載すること。

- ・種類:搬出先の利用種別(「盛土利用等」、「一時堆積」) 土質区分(第1種建設発生土」~「第4種建設発生土」)
- ・処分量:処分量及び土量算定の状態(「地山量」、「締固め量」、「ほぐし土量」)
- ※ 建設副産物受入確認書(受領書)の様式は工事関係書類作成マニュアル(案)参考様式集を 参照
- (2) 受注者は、搬出先から建設副産物受入確認書(受領書)の交付を受けたときは、建設副産物受入確認書(受領書)に記載された搬出先の名称及び所在地が計画書と一致することを確認するとともに、建設副産物受入確認書(受領書)又はその写しを工事完後5年間保存するものとる。
- 5 搬出元への建設副産物受入確認書(受領書)の交付について

受注者は、500 ㎡以上の建設発生土を計画書に記載した搬出元から搬入したときは、指定副産物省令に基づき、必要事項を記載した建設副産物受入確認書(受領書)を速やかに交付しなければならない。

なお、建設副産物受入確認書(受領書)には以下の内容を記載すること。

- ・種類:搬出先の利用種別(「盛土利用等」、「一時堆積」) 土質区分(第1種建設発生土」~「第4種建設発生土」)
- ・処分量:処分量及び土量算定の状態(「地山量」、「締固め量」、「ほぐし土量」)

6 再生資源利用〔促進〕実施書の作成について

受注者は、工事の請負金額が100万円以上である場合は、該当する搬入資材及び建設副産物の搬出の有無にかかわらず、工事完成後速やかに建設副産物情報交換システム(COBRIS)により「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」(以下、「実施書」という。)を作成し、記載内容について監督職員に確認を得たうえで、その写しを監督職員に1部提出するものとする。また、作成した実施書は工事完成後5年間保存するものとする。

※ 建設副産物情報交換システム(COBRIS)は「建設副産物情報センターのホームページ」を 参照

第2条(再生資材の利用)

共通仕様書(1-1-1-20)に対する特記事項は以下のとおりである。

工事で使用する再生資材は、下表のとおりとする。ただし、再生資材の使用が製造工場の都合等により困難な場合については、監督職員と協議のうえ新材とするものとし、設計変更の対象とする。

| 再 生 | 資 | 材 | 備考 |
|---------------------|----------------|------------|-----------------------------------|
| 資 材 名 | 規 格 | 総称記号 | 加 |
| | | | A s 塊再生品 (RC-40(30)) |
| 再生クラッシャーラン | C-40(30) | RC-40(30) | C o 塊再生品 (CRC-40(30)) |
| | C 10(30) | 10 10 (00) | As塊Co塊 ミックス再生品 (MRC-40) |
| | M-30(40) | RM-30(40) | As塊再生品 (RM-30(40)) |
| 再生粒度調整砕石 | | | As塊・Co塊 ミックス再生品 (MRM-30) |
| 再生加熱アスファルト | マフフマルし | 2.7 | As 塊再生品 (REAsSoS) |
| 安定処理混合物 | アスファルト 安定処理 | REAsSoS | A s 塊・C o 塊 ミックス再生品 (MREAsSoS) |
| | 粗粒度アスコン | | |
| 再生加熱アスファルト 混合物 | 密粒度アスコン | REAsD | |
| 170 H 177 | 細粒度アスコン | REAsF | |

なお、再生資材を使用する場合は、どろ・ごみ・不純物 (タイル、レンガ等)・有害物質等が含まれていないこと、及び下記等により品質が適正なものであるかを確認のうえ使用するものとする。

- 1 上表の再生資材を路盤材又は舗装材として使用する場合の品質等は「舗装再生便覧(平成22年度版)」によるものとする。ただし、ミックス再生品 (MRC-40、MRM-30) については、下記の「再生混合材について」にも留意すること。
- 2 ミックス再生品による再生加熱アスファルト安定処理混合物(MREAsSoS)の品質基準等については、下記の「再生混合加熱アスファルト安定処理路盤材について」によるものとする。
- 3 再生クラッシャーランを小型構造物の基礎材及び裏込材として使用する場合は, JISA5001 に

規定する粒度分布の範囲のものを使用するものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを使用するものとする。

第3条(建設発生土の利用)

本工事に使用する盛土・埋戻材については、本工事の掘削土を流用する他、他の工事からの建 設発生土を積極的に使用するものとする。

なお、他の工事からの建設発生土を利用することにより、購入土量に変更が生じた場合には、 設計変更の対象とする。

第4条(建設副産物の適正処理)

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承 諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」(最終改正平成23年4月1日)及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」(最終改正平成16年4月1日実施)を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

| 建設副産物 | 受入場所 | 備考 |
|--------------|-----------------------------------------------------------------|---------------------|
| コンクリート塊 (無筋) | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の 許可を受けた施設 京都府乙訓郡大山崎町下植野北牧方 25 | 設計運搬距離 L = 2.3km |
| アスファルト塊 (掘削) | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の 許可を受けた施設 京都府長岡京市勝竜寺近竹 1 | 設計運搬距離 L = 2.3km |

2 舗装切断時に発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物(汚泥)として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法(空冷式等)を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等 が必要な場合は、設計変更の対象とする。 3 建設発生土が発生する場合の対応(指定地処分)

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時までに監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない 場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものと し、設計変更の対象とする。

<建設発生土>

| 建設副産物 | 受入場所 | 備 | 考 |
|--------------|-----------------|--------|------------|
| 7.45元 文 4. 【 | (指定地処分) 豊坂建材(株) | 設計運搬 | 投距離 |
| 建設発生土 | 京都市西京区樫原芋峠 60-3 | L = 10 | .8km |

本工事では土質調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに 該当する場合は土壌調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 指定してる受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た事業者である場合
- (2) 本工事の土砂等の性状(色、臭い等)や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合
- (3) 上記の(1)(2)以外に土壌調査が必要となった場合

なお、土壌調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壌調査を実施し、以下 の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壌分析結果証明書(計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類(測定方法を明示したもの))
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

4 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積 算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設の中から積算上の2番目以 降の受入地(以下、「積算受入地」という。)を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するもの とする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物G ISに掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地(以下、「提案受入地」という。)を提案することができる。 提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

5 スクラップについて

本工事の施工により発生するスクラップは、下表の条件で積算している。

なお、搬出先は必要な許可を有するものとし、その証明書の写し(搬出先を変更したときの み)と処分量を明記した証明書(受入確認書等)を監督職員に提出すること。

| 建設副産物 | 受入場所 | 備 | 考 |
|--------|--------------|------|---------|
| スクラップ | | 設計進 | 搬距離 |
| (ヘビーH3 | 京都市南区上鳥羽鉾立町4 | | 8.8km |
| ・アルミ) | | L -(| J.OKIII |

第5条(特定建設資材の分別解体等及び再資源化等)

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((最終改定令和4年6月17日) 以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の 実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算 条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、 契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以 下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明ら かになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

| | 工 程 | 作業内容 | 分別解体等の方法 |
|---------------|----------------|----------|--------------|
| I (1)/II:=II. | (1/⊏∋几 | 仮設工事 | □手作業 |
| 程ご | ①仮設 | □有 ■無 | □手作業・機械作業の併用 |
| ح | ②土工 | 土工事 | □手作業 |
| 0 | 2 1.1. | ■有 □無 | ■手作業・機械作業の併用 |
| 作業 | ③基礎工(杭基礎等) | 基礎工事 | □手作業 |
| 業内 | ③ 圣候工(机圣候寺) | □有 ■無 | □手作業・機械作業の併用 |
| 容及 | ④本体構造 | 本体構造の工事 | ■手作業 |
| びび | 少平件併旦 | ■有 □無 | □手作業・機械作業の併用 |
| 解体 | ⑤本体付属品 | 本体付属品の工事 | □手作業 |
| 1年 | 少 本件的病如 | □有 ■無 | □手作業・機械作業の併用 |
| 法 | ⑥その他() | その他の工事 | □手作業 |
| | <u> </u> | □有 ■無 | □手作業・機械作業の併用 |

- ※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書 に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。
- (2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイク

ル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告する こと。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく 報告を省略することができるものとする。

再生混合材について

1 品質基準について

再生混合材の暫定品質基準

| 再 生 | 混合材料名 | 再生混合 1 (MRM-30) | 再生混合 2 (MRC-40) |
|---------|---------------|--------------------|--------------------|
| 舗装種別 | | アスファルト舗装 | |
| No. IT | 37.5mm | | 95~100 |
| 通 骨 貨 材 | 31.5mm | 95~100 | |
| 百フ | 19.0mm | 60~90 | 50~80 |
| 分ル | 13.2mm | | |
| 率イ | 4. 75 mm | 30~65 | 1 5~4 5 |
| 分 | 2. 36mm | 2 0 ~ 5 0 | 5~30 |
| 試 験 | 1, 18mm | | |
| (%) | 0. 425 mm | 10~30 | |
| (20) | 0. 075mm | 2~10 | |
| 単位体積 | 重重量 (kg/烷) | | |
| 量比 | 長 乾 比 重 | | |
| | サ 比 重 | | |
| 験 給 🏻 🕯 | 色 乾 比 重 | | |
| 水 | 台 水 量(%) | | |
| スリへり | 「減量 (%) | 50以下 | 50以下 |
| 111/ | 复性限界(%) | | |
| 性ンン | 世 限 界(%) | | |
| 1ス 芝 | 想性指数 I p | 4以下 | 6以下 |
| 特締性固 | 是大乾燥密度 (t/m3) | | |
| 出め | 浸適含水比 (%) | | |
| 修 正(| CBR (%) | 80以上 | 30以上 |

2 配合割合

再生混合材にかかる配合割合は、下表のとおりとする。

| 再生混合路盤 の種類 | 上層路盤材 MRM-30 | 下層路盤材 MRC-40 |
|---------------|-----------------|-----------------|
| アスファルト再生骨材 | 25~55% | 25~65% |
| コンクリート再生骨材 | 55~25% | 65~25% |
| 砕 石 | 1 | = |
| スクリーニングス | 2 0 % | 10% |

再生混合加熱アスファルト安定処理路盤材について

1 品質基準について

「再生混合加熱アスフアルト安定処理路盤材の暫定品質基準(案)」

| 品質管理項目 | | MREAsSos(再生混合加索 | M7スファルト安定処理路盤材) |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|
| | | コンクリート再生骨材 | アスファルト再生骨材 |
| 骨材フルイ | 37.5mm | 95~100 | |
| 分け試験 | 19.0mm | 50~100 | |
| 質量通貨 | 2. 36mm | 20~60 | |
| 百分率(%) | 0. 075mm | 0~10 | |
| 比重・吸水 | 率 % | | |
| 洗い損失量 | % | | 5以下 |
| すりへり減量 | 量 % | 5 0以下 | |
| 注1 安定性 | % | | |
| 軟 石 | 量 % | | |
| 偏平・細長力 | 量 % | | |
| 塑性指数(I | PI) % | 9以下 | 9以下 |
| アスファ | ルト被膜剥雛 | | |
| 旧アスファルト含有量 % | | | 3.8以上 |
| 旧アスファル | ト針人度 1/10mm | | 20以上 |
| 旧アスファバ | ルト軟化点 °C | | |
| マーシャル安定度 kg | | 3 5 (|)以上 |
| フロー値 1/10 mm | | 10~ | -40 |
| 空隙率 | % | 3~12 | |
| 残留安定度 | % | % 75以上 | |
| 標準アスファルト量 % | | 4. 0以上 | |
| 基 準 | 密 度 t/m3 | 2. 30以上 | |
| 外 | ○再生骨材には、どろ・ごみ・不純物(タイル,レンガ等) 有害物質等合んではならない。○破砕にはインバクトクラッシャを使用し、再生骨材に偏細長がないこと。 | | |

注1 安定性については基準を設けないが、橋梁及び山間部等凍結融解の影響を強く受ける箇所に は原則として使用しないこと。

砕石及びスクリーニングスの品質管理については、『舗装設計施工指針』によること。

2 配合割合

再生混合加熱アスファルト安定処理路盤材にかかる配合割合は、下表のとおりとする。

| 円生混合路盤 の種類 | MREAsSos (再生混合アスァルト安定処理) |
|--------------|-----------------------------|
| アスファルト再生骨材 | 30~9% |
| コンクリート再生骨材 | 0~21% |
| 砕 石 | 7 0 % |

配合設計に係る工場検査を実施すること。

9 その他事項

第1条(従来工事におけるICT技術の活用について)

1 「京都市建設局 I C T 活用工事試行方針(案)」(令和 7 年 8 月)及び「京都市建設局 I C T 活用工事試行要領(案)」(令和 7 年 8 月)(以下「試行要領」という。)の「発注者指定型」及び「受注者希望型」以外の工事において、受注者が I C T の活用を希望する場合は、契約後施工計画書の提出までに、受注者は I C T 活用の効果、具体的な工事内容・数量及び対象範囲について、発注者へ提案、協議を行うこと。発注者と協議が整った施工プロセス①~⑤の何れかの段階で、 I C T 施工技術を活用できる。

なお、必要な経費は全て受注者の負担とし、施工承諾により実施することができる。

- 2 「試行要領」により有効に試行したことが認められた場合は、いずれかの段階でICTを活用した工事として、工事成績の「創意工夫」及び「工事特性」の項目で加点評価する。
 - ※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「高度情報化」参照 (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000290097.html)

第2条(公共事業労務費調査に対する協力)

- 1 本工事が本市等の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し本市等に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- 2 調査票等を提出した事業所を本市等が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- 3 公共事業労務費調査の対象となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、 労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より 使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- 4 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受 注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請業者を含む。)が、前3項と同様の義務を負う 旨を定めなければならない。

第3条(情報共有システムの利用)

1 本工事は、情報共有システム(以下「システム」という。)の利用対象とする。システムを 利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン (令和6年3月)(※)」(以下「ガイドライン」という。)を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施

要領」(以下「要領」という。)に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照 (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html)

第4条(受注者希望型における遠隔臨場の実施)

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領(案)」(令和5年3月)及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領(案)」(令和5年3月)の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

- (1)「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施
- ア 受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により撮影する映像と音声を監督 職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容 については、受発注者間の協議により決定するものとする。
- イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的な Android や i-Phone 等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の使用は、「段階確認」、「材料確認」 及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されるこ とから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2)効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、 調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3)費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場 に関する実施要領(案)」(令和5年3月)の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設 計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4)成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第5条(建築物等の解体作業等における石綿の適切な対応)

石綿障害予防規則に基づき、解体等の作業における保護具の装着、湿潤を保つ措置を行う費用、

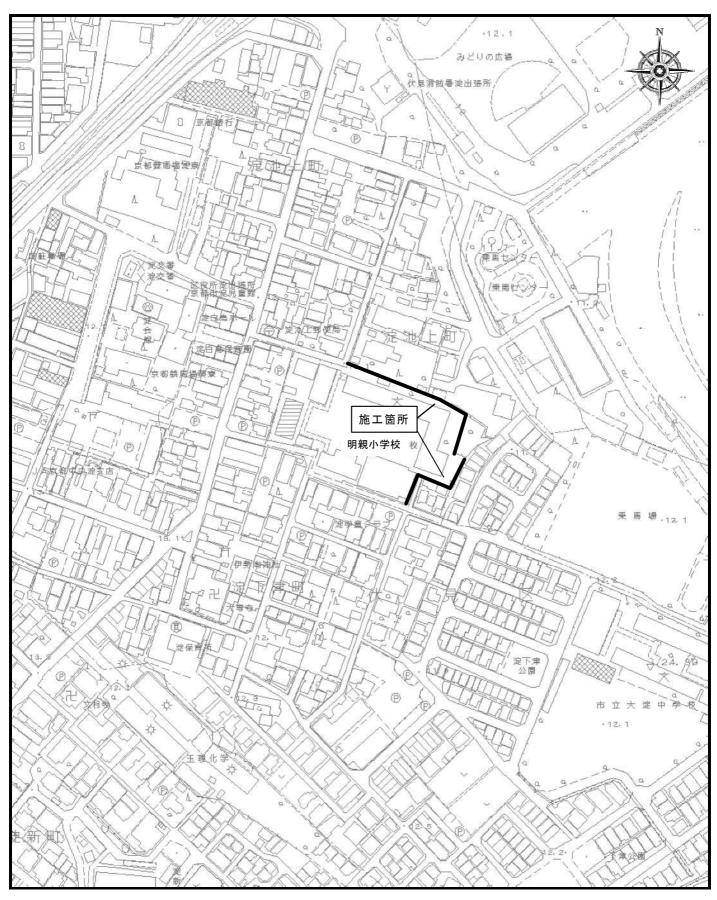
石綿の使用の有無を分析によって調査した場合に要する費用、特別の教育を受注者が実施する場合の費用については、当初積算で計上していないため、それらに要した費用について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、石綿の使用の有無を分析によって調査する場合の工期の変更についても、契約書の関係 条項に基づき適切に変更することとする。

第6条(「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施)

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象(ただし、受注者希望方式)であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」
 - (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html) に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創 意工夫」において、加点対象となる。

位置図



1 / 2500